

## 第 38 回国語分科会国語課題小委員会（Web 開催）・議事録

令和 2 年 10 月 30 日（金）  
15 時 00 分 ～ 16 時 55 分  
旧文部省庁舎 2 階・文化庁特別会議室

### 〔出席者〕

（委員）沖森主査，森山副主査，石黒，入部，岩田，川瀬，佐藤，関根，滝浦，  
田中（牧），田中（ゆ），中江，福田，村上，善本各委員（計 15 名）  
（文部科学省・文化庁）柳澤国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，  
町田国語調査官ほか関係官

※ 沖森主査及び事務局は，文化庁特別会議室にて参加。

### 〔配布資料〕

- 1 第 37 回国語分科会国語課題小委員会議事録（案）
- 2 新しい公用文の作成の要領に向けて（中間報告）（案）
- 3 「新しい公用文の作成の要領に向けて（中間報告）」の概要（案）
- 4 国語課題小委員会における常用漢字表に関するこれまでの意見（案）
- 5 今後検討すべき課題に関する意見（案）

### 〔参考資料〕

- 1 令和元年度「国語に関する世論調査」の結果のポイント
- 2 令和元年度「国語に関する世論調査」の結果の概要

### 〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 公用文関係資料集
  - 公用文作成の要領（昭和 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）
  - 公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）
  - 法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）
  - 6 訂 公文書の書式と文例（平成 23 年文部科学省 抜粋）等
  - 文部科学省用字用語例
  - 文部科学省送り仮名用例集
  - 外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について（依頼）
  - Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針
  - 各府省庁の白書，議事録，広報誌における語等の出現頻度数調査の結果 等

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から参考資料 2 「令和元年度「国語に関する世論調査」の結果の概要」について説明が行われた。
- 4 事務局から配布資料 4 「国語課題小委員会における常用漢字表に関するこれまでの意見（案）」について説明が行われた。
- 5 事務局から配布資料 2 「新しい公用文の作成の要領に向けて（中間報告）（案）」及び配布資料 3 「新しい公用文の作成の要領に向けて（中間報告）」の概要（案）」

について説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。

- 6 国語分科会に報告する中間報告案については、本日の審議内容を踏まえ、主査打合せ会において検討した上で沖森主査一任とすることが了承された。
- 7 配布資料5「今後検討すべき課題に関する意見（案）」について紹介があった。
- 8 国語分科会について、令和2年11月20日（金）午前10時から正午までの開催であること、次回の国語課題小委員会について、12月18日（金）午後3時から午後5時までの開催であることが確認された。
- 9 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

#### ○沖森主査

ただ今から第38回、今期第4回目の国語課題小委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、今回もオンラインでのウェブ会議としての開催となりました。何かと御不便をお掛けすると思っておりますが、よろしく願いいたします。

さて、本日の議事は、議事次第にありますように、「（1）官公庁における文書作成について」、「（2）その他」です。

本日は、（1）の公用文に関する検討を中心とする予定ですが、その前に、「（2）その他」に当たるものとして、先月発表されました令和元年度「国語に関する世論調査」について、事務局から報告していただきます。参考資料1と2、加えて、お手元に白い表紙の報告書が届いているかと思っております。既に御覧いただいたかと思っておりますが、参考資料2を中心に事務局から報告をお願いいたします。

#### ○町田国語調査官

幾つかの問いについて簡単に御報告いたします。参考資料1「令和元年度「国語に関する世論調査」の結果のポイント」で述べているものと大体同じような内容になりますが、今回は、この参考資料2「令和元年度「国語に関する世論調査」の結果の概要」の方で元のデータを御覧いただきながら御説明します。この参考資料2は、文化庁ウェブサイトで公開されているものです。

それでは、この参考資料2の目次の次のページ、本文の1ページ目を御覧ください。

「I 国語に対する認識」のページの上の方のグラフを御覧ください。これは、「今の国語は乱れていると思うか」という問いで、その結果を示しているものです。帯の赤い部分、「非常に乱れていると思う」と、「ある程度乱れていると思う」を合わせたものを「乱れていると思う（計）」としました。こちらが、グラフの下の方の平成11年度から、一番上の今回の令和元年度へと年を経るにしたがって減少傾向にあることが分かります。なお、この問いを尋ねた年度は、このグラフにあるものが全てです。

次に、2ページを御覧ください。このグラフは、「国語が乱れていると思う（計）」の回答をした人、全体の66.1%の方に、「どのような点で乱れていると思うか」を尋ねた結果です。選択肢の中から三つまで回答するというものです。御覧のとおり、一番上の「敬語の使い方」と「若者言葉」という回答の割合が高くなっています。

次に、4ページを御覧ください。このグラフは、「国語が乱れていないと思う（計）」の回答をした人、全体の30.2%の方に、その理由を尋ねた結果です。グラフの上の方に赤い実線がありますが、この赤い実線は、「言葉は時代によって変わるものだと思うから」という回答の割合です。これが平成19年度に増加し、今回もその高い割合を維持しているという結果となっています。

この後の問2から問8は、外国人と日本語に関わる問いが続いています。「やさしい日本語」についても問3、問4で扱っていますが、特に詳しく御説明するようなところ

はございません。

次に、13 ページを御覧ください。下のグラフは、(1) から (8) までの敬語に関する言葉遣いの傍線部が気になるかどうかを尋ねた結果です。傍線部分の言い方が気になるという回答の割合を示しています。青色とオレンジ色の帯がありますが、青が今回の結果、オレンジが過去の結果です。比較しますと、御覧のとおり、これらの言い方が「気になる」という回答が大きく増加しているものが幾つか見られます。これは、冒頭の問1で「国語が乱れていると思う(計)」という回答が減少していることと考え合わせますと、興味深いところかと思えます。

次に、15 ページの表を御覧ください。これは、平成 22 年度に常用漢字表が改定されたときに追加された漢字を使った、(1) から (28) の表記を示しまして、下線部分を見てどのように感じるかを尋ねた結果です。どのように感じるかの選択肢は、この表の一番上の青いところにあります。左から読みますと、「漢字を使うことで、意味の把握が容易になる」という選択肢、次に「読みにくいので、振り仮名を付けるのが望ましい」、「読みにくいので、仮名書きが望ましい」という選択肢、そして「分からない」となっています。この(1) から (28) の漢字による表記がなぜ選ばれたのかは、右の 16 ページの第 1, 第 2, 第 3 段落で説明してあるのですが、簡単にまとめますと、これは、平成 21 年度調査のときと同じ問い、文例も同じものでございます。その時は、174 の語について尋ねました。その結果、選択肢の「漢字を使うことで、意味の把握が容易になる」という回答の割合が低いもの、具体的には 70.0% 以下だったものが、全部で 174 のうち 55 ありました。その 55 の半分に当たる 28 を今回調査したものです。残りの 27 につきましては、次回調査する予定でございます。

この 15 ページの表についてですが、平成 21 年度調査と今回の調査結果の比較につきましては、16 ページの下からの二つの段落に、特徴的な結果となっているものについて書かれています。16 ページの下から二つ目の段落、過去の調査結果というところです。

「過去の調査結果(平成 21 年度)と比較すると、「漢字を使うことで、意味の把握が容易になるが、5 ポイント以上増加している」のは、問題番号「(25) 隠蔽」、「(3) 憂鬱」、「(8) 毀損」です。次の段落で、「一方、「読みにくいので、振り仮名を付けるのが望ましい」が 10 ポイント以上増加している」のは、「(9) 錦秋」、「(26) 浄瑠璃」、「(4) 歯牙」、「(5) 楷書」となっています。

17 ページ以降は、新しい表現や慣用句についての問いで、報道などではよく扱っていただく部分ですが、御覧いただけましたら、特に説明するところはありません。

以上でございます。

#### ○沖森主査

ありがとうございます。ただ今の説明について、質問や御感想あるいは御意見があれば、お願いいたします。感想、御意見、何でも結構ですので、何かありましたら、御発言いただければと思います。毎年調査ではありますけれども、令和元年度の調査に関して何かありましたら、あるいは今後の調査に対する御要望等でも結構ですので、お願いいたします。

( → 挙手なし。 )

では、質問等ないようですので、ここまでといたしますけれども、今後、何かお気付きの点あるいは御助言などがありましたら、事務局に御連絡いただきたいと思います。

では続いて、配布資料 4 を御覧いただきたいと思います。本日は、議事としては立てていませんけれども、常用漢字表に関する課題についても触れておきたいと考えまして、本日、この配布資料 4 を用意いたしました。しばらく長くなりますけれども、私の方から少し説明させていただきます。

平成30年5月の衆議院文部科学委員会決議及び同年6月の参議院文教科学委員会における附帯決議で、政府に対し、障害者の選択に資する観点から、また、障害者の意向を踏まえて、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきであるとされました。

国語課題小委員会では、これらの委員会決議を重く受け止め、決議のうちの「常用漢字表への追加の可否」の検討を行うべきという部分を踏まえて、審議を行ってまいりました。

まず、平成30年11月22日には、国語分科会として、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）」を示しました。その中で、現行の常用漢字表は、漢字使用の目安であり、この表に挙げられた漢字だけを用いて文章を書かなければならないという制限的なものではなく、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものであること、さらに、地方公共団体や民間の組織において、表にない「碍」の字を用いて表記することなどを妨げるものではなく、それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能であることを確認いたしました。

その後も更に検討を続けてまいりました。その内容は、配布資料4にまとめてあります。これは、今年1月24日の国語課題小委員会までの間に、委員の皆様から頂きました意見を議事録から抜粋し、整理したものであります。特に、一堂に会して対面で開催できた最後の会議となりました1月の国語課題小委員会においては、出席された委員の全員から御発言があり、今後の方向が大体見えてきたところでありました。

そして、前の期のうちに何かしらのまとめを行うことを目指しておりましたが、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のために当小委員会がしばらく中断されたこともあり、それ以上の進展がないままとなっております。

この課題については、今期も、できることであれば対面の会議で、皆様方の顔を直接に拝見しながら検討を加えたいと考えてまいりました。しかし、事態が急に好転するという状況でもないため、今後、このようなりモート会議で審議することを覚悟しなくてはならないと思っております。そこで本日は、前回の検討からかなりの時間が経過していること、また、今期から新たに加わってくださった委員もいらっしゃることから、これまでの検討内容を改めて確認しておきたいと思っております。

今後、これまでの検討の上に立って考え方をまとめていきたいと考えておりますが、手始めに、本日は配布資料4を通して、どのような意見が示されてきたかをまず振り返っておくことといたします。

では、配布資料4について事務局から説明をお願いいたします。

#### ○武田国語調査官

それでは、配布資料4「国語課題小委員会における常用漢字表に関するこれまでの意見（案）」を御覧ください。衆・参両委員会の決議を受けて、最初にこの課題について御検討いただいたのが、平成30年の7月20日です。それから毎回のよう国語課題小委員会でこの議題を取り上げていただき、最後に検討されたのが、今年、令和2年の1月24日です。この間に頂戴した御意見を議事録から抜粋し、整理したものがこちらの資料です。

まず1ページには、総論的な、全体をまとめるような意見が示されています。

2ページでは、過去の議論を再確認する必要があるのではないかと、つまり、平成22年にこの件についてはかなり詳しく検討いたしましたので、それをもう一度確認すべきであろうということがあります。

3ページは、常用漢字表に入る漢字としての基準を満たすかどうかについて検討すべきであろう、また、地方公共団体等ではどのように扱えばいいのかということ考

えるべきであろうということ。

4 ページは、熟語の一部を仮名書きすることを交ぜ書きなどと言いますが、「がい」のところを仮名書きする「障がい」という書き方が広く行われています。この交ぜ書きについてどう考えるべきであろうかということ。

5 ページは、表記の安定性に関する観点について。また、「しょうがい」の表記に使い分けが生じることになるかもしれないということについてどう考えるか。

7 ページは、この問題は障害者政策の問題である面が大きい、それを表記や漢字の問題として扱うということについてどう考えるかということ。

8 ページは、この課題の中には、今後の国語施策の検討課題が隠されていると言うか、それにつながる可能性があるのではないかといった御意見。

そして、8 ページの下段からは、単漢字、漢字一字の問題ではなく、用語の問題として捉えて、新たな用語が検討できないかといったことについて。

11 ページは、現在は常用漢字表として行われているこの漢字表が将来どのように用いられていくか、その意義について、といった御意見を頂いております。

もっと細かいところまで見れば、更に詳しい整理ができるかもしれませんが、これまでの意見を、おおむねこのように整理できるのではないかというのが、この配布資料4でございます。

以上です。

#### ○沖森主査

ありがとうございます。ただ今の説明について、直接関係する質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

( → 挙手なし。 )

では、国会の委員会決議では、いしへの「碍」の字の常用漢字表への追加の可否について検討するよう要請されていることについて、これまでの審議を主査として整理しておきたいと思えます。

観点として、大きく二つの点が挙げられるように思われます。まず一つ目は、従来どおりの国語施策の観点に立って、漢字表に追加する漢字の条件ということ考えた場合であります。いしへの「碍」という漢字の使用頻度の高さや使用状況の広がりからすると、現状において、今すぐ常用漢字表に追加するというのは難しい面があるというのが大方の意見であったかと思われます。

同様に、選択肢として使えるように漢字を追加するという考え方は、現在の常用漢字表にはない新しい基準であり、その点を変えらば、常用漢字表の根幹に関わる大きな転換を行うこととなります。そこに踏み込むには、時間を掛けた本格的な検討が必要となります。

とはいえ、国語施策の観点から常用漢字表の基準を満たさないので追加はできないという回答だけで終わりにすべき話ではなく、国会の決議に基づいて検討している以上、その趣旨を大切にしながら、当事者の方たちにできるだけ寄り添う形で国語分科会としての考え方を示すことが望ましいということも確認されてきていると思えます。

このいしへの「碍」の字が、直ちに追加できるかどうかは別としましても、平成22年の常用漢字表改定の際の経緯、そして国会の委員会決議の趣旨を踏まえれば、今後の常用漢字表の改定における重要な課題の一つとなると思われます。したがって、社会における使用状況や、国民の認知度、また意識などについて、今後も定期的に調査を実施していくことが必要であろうと考えております。

以上が、まず一つ目の国語施策の観点から考えたときの整理であります。

次に、二つ目の論点として幾度も話題になっておりましたように、この課題を単漢字の選定の問題としてではなく、語、用語についての問題として考えるべきではないかということでありました。この場合、国語施策という基準にとどまらない、もう少し広い視野から検討するという面も生じてくるように思われます。

こうした観点から、障がい者制度改革推進本部をはじめとする障害者政策におけるこれまでの議論や、各種の調査結果などを確かめていきますと、「しょうがい」の表記については様々な考え方があり、漢字を入れ替えたとしても、また、仮名を使った交ぜ書きの表記にしたとしても、当事者をはじめとする人々が一つの表記で合意に至るということは難しい面があるように感じられます。

また、単漢字ではなく、語として考えた場合に、いしへんの「碍」を使った「障碍」という表記は、古くは「しょうげ」と読まれたもので、辞書などで確認しますと、決して良い意味ではないということも指摘されております。この点がいつか別の形で問題になるおそれもあるのではないかということも、国語、言葉の問題について検討する国語分科会としては懸念されるところであります。

もちろん、一方で、うかんむりの「害」が使われることに傷ついている方がいらっしゃるということも、きちんと受け止める必要もあります。

そこで、国語課題小委員会では「しょうがい」に代わる新しい用語を検討すること、また、当事者や関係者の方たちをはじめ、みんなで合意できるような新しい表現を考える方向で何か提案ができないかということが話題になったことがありました。実際に、新しい用語を考え、投げ掛けてみようといった意見もあって、幾つかの具体的な言葉が取り上げられたこともありました。

しかし、本年1月の国語課題小委員会の段階では、国語分科会そして国語課題小委員会が、当事者や関係者の方がおられないところで新しい表現を考えるというのは行き過ぎではなかろうか、だとしたなら、どのようなところまでならこの国語課題小委員会としてできるのか、又はできないのか、よく考えるべきであるという話になっていたかと思えます。こうした検討を行うことがこの国語課題小委員会に求められているのかどうかなども含め、この課題に対する審議を更に煮詰めていくことになろうかと思っております。

以上、大きく二つの点に整理して少しまとめてお話しさせていただきました。この課題については、来月の国語分科会でも、本日と同様に現状を整理して報告するにとどめ、詳しい検討は、次回の国語課題小委員会以降に行いたいと思っております。ただ、本日の段階で、もし何か御意見や御感想などがあればお伺いしたいと思います。質問でも結構ですので、よろしく願いいたします。

( → 挙手なし。 )

では、本日の国語課題小委員会では、「(2)その他」としての扱いとして少し整理したところまでお話し申し上げたということで、常用漢字表に関する話題はここまでといたします。どうもありがとうございました。

長々と説明してまいりましたが、次に、議事(1)に入りたいと思えます。「官公庁における文書作成について」の検討に移りたいと思えます。本日の配布資料2「新しい「公用文の作成の要領」に向けて(中間報告)(案)」と、配布資料3の概要を御覧ください。これは、前回の国語課題小委員会で頂いた意見を反映させるよう、この間、主査打合せ会を2回開催して検討したものであります。前回までは審議経過という性質のものになっておりました、その位置付けについての御質問も頂きました。今回は、来月の国語分科会で御検討いただくための中間報告の案としてお示ししております。これが国語分科会で中間報告として認められれば、3月の最終的な取りまとめに向けて内容を精査するとともに加筆修正し、更に煮詰めていくということになります。

また、前回の国語課題小委員会では、少し文字が多いのではないかといった御指摘、そして、配布資料2と配布資料3との中間に当たるような内容の資料があるといった意見も出されました。本日のこの国語課題小委員会でお示ししてはおりませんが、そのようなものを作成することも主査打合せ会では検討しております。

では、事前に資料をお送りしてありましたので、目を通してくださった方もいらっしゃると思います。本日は、配布資料2の全体を三つに分け、主な変更点などを事務局から説明していただいた上で、御意見を頂いていくことにしたいと思います。まず、配布資料2と配布資料3全体についての説明と、配布資料2の冒頭から9ページまでの主な修正点などについて説明をお願いいたします。

#### ○武田国語調査官

それでは、配布資料2「新しい公用文の作成の要領に向けて（中間報告）（案）」と配布資料3「新しい公用文の作成の要領に向けて（中間報告）」の概要（案）」について御説明いたします。

まず、配布資料3の方でございますが、こちらはそれほど大きな直しはありません。「2」の中の「伝達方法の変化や読み手の多様化に対応する」を、前回の御指摘を受けて少し直しております。それから、上にある表も、今回の中間報告案の内容と同様に、少し修正が入っております。

配布資料2の方に話を移したいと思います。

まず、全体について御説明いたしますと、先ほど沖森主査からもお話があったとおり、「審議経過」というのがこれまでの資料の名前でした。今回は「中間報告（案）」としております。これは、来月の国語分科会でこれをお認めいただいて、その後、最終的な報告に詰めていくといった意味での中間報告ということになります。

前回の国語課題小委員会での話題について幾つか申し上げますと、一つは、新しくなったところに「新」というマーク、それから「改」というマークを使っていた点です。3ページに「当報告の見方」がございます。前回までの案には「改」が一つしかないという御指摘がありました。それは全くそのとおりでしたので、これは全て「新」の方に統一しました。それから、この「新」のマークを付けているのは、「Ⅰ 表記の原則」の中だけにとどめました。それが1点です。

各見出しの表現は、原則として、最後を動詞の終止形で統一するようにしました。「…する」とか、「…のように書く」とか、そういった形で統一するようにしています。一部を除いてそうっております。

それから、全体の構成ですが、前回は、「Ⅰ 表記の原則」、「Ⅱ 用語の使い方」、そして「付 文章の書き方」というような構成になっていました。この「付」は「Ⅲ」にすべきである、ただ、「Ⅰ」、「Ⅱ」と「付」の性質から言うと、「Ⅲ」のタイトルには何か工夫が必要であろうといった御意見がありました。今回は「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」の構成にして、「Ⅲ」は「伝わる公用文のために」というタイトルになっています。

その他といたしましては、全体を通して、「…等」とか「…など」という言い方がありましたが、これらの表現をできるだけ落としております。本当に必要なところにしか使わないという形になりました。

それから、具体例が増えております。具体例を増やしましたけれども、より適切なものがあれば、是非御意見が頂ければと思っております。

今日この後、この内容について、それぞれの各章について説明をしてみたいと思いますが、主査打合せ会の中では、表記の部分と、用語と文・文章構成についての部分を切り離すという考え方もあるのではないかといった御意見もございました。今回は、「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」という構成になっておりますが、表記のところを「Ⅰ」として、「Ⅱ」

と「Ⅲ」を一まとまりにする方がより分かりやすいというような御意見があったことも申し添えておきます。その上で、「はじめに」,「基本的な考え方」,「I 表記の原則」のところで,変更したところを見てまいりたいと思います。

4 ページを御覧ください。4 ページの二つ目の項目「多様化する読み手や地方公共団体等による活用を意識する」は,以前から,地方公共団体や民間の組織が,国が出す公用文をより分かりやすく書き換えたりする,そういった活用について注意するということをより分かりやすく示しております。

それから同じ4 ページ,最後に「書き手の立場を明示する」という項目がありましたが,これはカットして,一つ上にあった「有効な手段・媒体を選択する」というところと合わせて一つにしております。

5 ページ,表に1 か所縦軸の囲みが入っております。主な読み手として,例えば「告示・通知等」であれば,「専門的な知識がある人」といったことをこの表は掲げていますが,法令も含めて,本来は日本で生活する人誰もが読めて理解できれば,それが理想であるということ,あえてこの表の中にも示すべきであろうということで,このような縦軸が入っております。

6 ページの上から2 行目の「記録・公開資料等」というところ,1 段落目の3 行目に「公用文表記の原則に従うことを基本として作成すべき」という,少し強い言い方になっています。これまでは,「公用文表記の原則に従うことが穏当であろう」というような言い方になっていましたが,それを「基本」とすべきだと書いております。

7 ページは,三つ目の項目,四つ目の項目で,「一次的な情報」という表現がありました。これは,例えば法令などを解説するときに,その解説の際に基となっている法令について,これまでは「一次的な情報」という言い方をしていたんですが,それはちょっと分かりにくいだろうということで,「基になっている法令」と変えています。

それから一番下,「分かりやすさとのバランスをとる」という項目は,以前は上の方,二つ目の項目にありましたが,これを一番下に下げております。

同様に,8 ページの「(2) 分かりやすく書く」のところも,分かりやすさと正確さとの関係で,分かりやすく書くときには「正確さとのバランスをとる」ということが必要だという項目が一番下にありますが,これも以前は2 番目にあったものを一番下に下げております。これは,前のページと重複する面があるということで,どちらかを落とそうかということも検討されたのですが,どちらにも残しておき,一番下に置くぐらいがよろしいのではないかと,という主査打合せ会での検討結果です。

9 ページは,大きな変更はないのですが,一つ目の項目「文書の目的や性格,対象にふさわしい書き方をする」,二つ目の項目「読み手が不快感や疑問を抱かないように書く」の2 点を,後の用語のところで一緒に語っておりました。それを今回二つのページに分けています。また,これは用語のところで改めて説明したいと思いますが,この2 項に対応するページが1 ページずつ後で出てくるということになっております。

以上,かなり細かいところにもなりましたが,変更点を申し上げました。以上です。

#### ○沖森主査

ありがとうございました。ただ今の説明について,直接関係する質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

( → 挙手なし。 )

それでは,冒頭と言いますか,目次を含めて9 ページまで,つまり,「はじめに」,そして「当報告の見方」,そして「基本的な考え方」というものが示されております9 ページまでについて,まずは御意見を頂きたいと思います。どこからでも結構ですので,質問等ありましたら,あるいは正すべき点がありましたら,よろしく御指摘いただ



きたいと思います。

○村上委員

先ほど説明がありましたけれども、「正確に書く」の一番下に「分かりやすさとのバランスをとる」とあります。で、「分かりやすく書く」の一番下に「正確さとのバランスをとる」と。これは意味が重複すると思うので、最初の「分かりやすさとのバランスをとる」の方を、削除してしまった方がいいかなと思いました。「分かりやすく書く」のところで、分かりやすく、かつ正確に書かなければいけないということをきちんと書いておけば、この「2」の「(1) 正確に書く」のところで「分かりやすさとのバランスをとる」というのをあえて言わなくてもいいのかなという気がします。

以上です。

○沖森主査

ありがとうございます。ただ今の御発言に関することでも結構ですし、別な観点からの質問でも結構ですが、引き続きよろしくお願いいたします。

○田中（ゆ）委員

5 ページなんですけれども、5 ページの表が「公用文の分類例」というタイトルになっていて、その中に、理想を入れているということが…。理想を入れたいという気持ちは分かるけれども、表のタイトルが「公用文の分類例」なのに、そこに理想が入っているということは、何かやはりちょっと違和感があります。本文の中などで述べていればいいのではないかと思います。その表のタイトルをどうすればいいのかよく分かりませんが、公用文の分類例なのに、何かそれと全然違う理想が入っているところが若干引っ掛かるなと感じました。

○沖森主査

ありがとうございます。

○田中（牧）委員

先ほど村上委員がおっしゃったことは私も賛成です。読んでいて、やはりちょっと重複感があったことと、それから、7 ページの「正確に書く」の部分で、「厳密さ」という別の概念が出てきたりして、ちょっと分かりにくかったので、ここはまとめることに賛成します。

それから、今、田中（ゆ）委員がおっしゃった表の部分でちょっと気になったことが二つあるんですけれども、一つは、一番右の「手段・媒体の例」のところの「記録・公開資料等」と「解説・広報等」の両方に「一般の刊行物」というのが挙がってきている。同じ言葉が両方にあるのは分かりにくいので、例えば、上の「記録・公開資料等」の方は「専門的な刊行物」とか、何かちょっと言い方を変えて違いが分かるようにした方がいいかなと思いました。

それから、もう一つ。その表の中の、一番上の「法令」は今回対象外ということだとは思いますが、一方で、本文の中には、法令とそうでないものは共通させるというような考え方もあるということも、ところどころに書いてあったりするので、具体案はないんですけれども、この法令の扱いをどのようにするかということをもう少し考えた方がいいかなと思います。ちょっと気になる言葉としては、「関係者」というのが分かりにくくて、「専門家」と、そうでない人というのは、「専門家」から「一般人」という段階差が4段階あるというのは分かるんですが、「関係者」というのがちょっと分からないので、もし差し支えなかったら、この「関係者」は削除してしまうとか

がいかないと思いました。もし何か意図があって「関係者」と書いてあるならば、それを教えていただきたいと思ひます。

それから、二つと言ひましたけどもう一つ。これは表だけじゃなくて全体に関わることで、ただ、この表が基にあると思ひるのは、「一般」という言葉が非常に便利に使ってあって、私も原稿を担当したところでは「一般的な言い方」とかいろいろ書いてしまったんですけども、結構この「一般」というのは曖昧な言い方で、いろいろな意味でこの報告書の中に使われているので、一度、「一般」とは何かということを整理した方がいいかなと思ひます。そのときは多分この表を基に、「専門家」—「専門家でない一般人」、あるいは「専門的な言い方」—「一般的な言い方」、あるいは「難しい言い方」—「易しい言い方」、いろいろ対立があると思ひんですが、そういった用語の整理をそろそろしなきゃいけないかなと思ひます。

「関係者」について、もし何か議論があって決めているんだしたら、それを教えていただきたいと思ひます。

以上です。

○沖森主査

ありがとうございました。何かございますか。

○武田国語調査官

元々この「関係者」という言葉は、ほかの例えば「告示・通知」とか「記録・公開資料」のところにも入っていた言葉です。「〇〇な人」という方にそろえた方がいいのではないかなということでも落としたんですが、一番上だけ残っておりました。次回、削除するか、何か別の表現を考えたいと思ひます。

○沖森主査

では、ほかに。

○滝浦委員

8ページの「(2) 分かりやすく書く」のところなんですけれど、三つ目の見出しに、「読み手に推察してもらふような書き方は避ける」とあって5行ほどあります。「推察」という言葉をわざわざ使う必要があるかどうかということもあるんですが、直接的に読み手に推察してもらふ、要するに察しを求めるようだという意味合いの中身としては、後ろ3行分ぐらいですか、3行目の終わりぐらいから敬語うんぬんという話があって、そっちはそれで分かるんですが、その前に書いてある2行半ちょっとのところ、  
「慎重になる余り…周辺的な事柄や、例外的なものから説明するような場合」という、これがちょっとこの見出しと合っていないような気がしています。むしろお役所的な、正確に全体を網羅しないとイケないという意識から、一番中心的な趣旨を先に言わないで、何か周りからくどくどくどくどく言っていくというようなことの例のように思えたので、もしそういうことであれば、統合されるのかもしれないけれども、正確さの方の「分かりやすさととのバランスをとる」という7ページの一番下のところ、むしろそっちに入るべき記述なのかなと思ひました。

○沖森主査

ありがとうございました。

○川瀬委員

5ページの先ほどの表、田中(ゆ)委員もおっしゃっていたところなんですけど、この

「誰でも読めて理解できることが理想」というのが急に縦軸で入ってくるのは、やはり見ていて違和感もありますし、その上の文章から見てきたときに、結構唐突感があるような気がするんです。理想なんだとすれば、その手前の4ページの「基本的な考え方」のどこかに文章として入れればいいのかなどという気もいたしました。何となく、「公用文の分類例」となっている表の中にいきなりこれが入ってくることに對する違和感は今も感じております。

それから、飛びまして9ページなんですけど、「(3) 気持ちに配慮して書く」の中の三つ目です。「読み手に敬意を伝えるように書く」の真ん中で、「例えば「被災者の方々」と「被災された皆さん」」のこの文章が、どうも私にはしっくりこないような気がしまして、これはもしかしたら例としての「被災者」とか「被災」という言葉の選び方がよくないんじゃないのかなという気がいたします。どちらに敬語を付けるかで敬意を表するのかという、その考え方自体は分かるんですけども、だからといって、この例で「被災者」という言葉を使うのがどうなのかなというの、気にし過ぎかもしれないけれども、ちょっと引っ掛かっています。

○沖森主査

ありがとうございました。

○岩田委員

先ほどの田中(牧)委員のコメントの5ページの表に関連しているんですが、まず原則として4ページの方で、「解説・広報等」は、義務教育が終わった方、義務教育程度の内容で読めるようにと定義されているので、やはり左のページにおいては全ての人を読めるようにという発想では書かれていないと思います。ある部分においては分かりやすくしましょうという書き方をしているので、皆さんがおっしゃるように、5ページになって突然、全部のものに分かりやすくするという理想が出てくるところが、文章として矛盾しているのではないかという指摘をさせていただきます。

加えて、せっかくこの義務教育、つまり「一般の人というのは、義務教育の範囲内が終わっている人」ということを左に書くのであれば、もう少し言い切ってしまうのではないかなと思いました。非常にまだるっこしいというか、「義務教育で学ぶ範囲の知識で理解できるような内容にすることを目指して書くとよい。」というような書き方なので、「その範囲で理解できるようにします」みたいな言い切った形で書いてもいいのかなと思いました。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○福田委員

ちょっと細かいところなんですけど、7ページの下から二つ目の見出しのところです。「解説・広報等では、基になっている法令などを別途参照できるようにする」というところの1文目に、まだ「一次的な情報」というのが残っているので、御修正をお願いします。

それからもう一つなんですけど、8ページ目の「(2) 分かりやすく書く」というところの上から3番目です。「負担や理解、協力を求めるような内容は」と書いてあるんですが、読み手に協力を求めるというのは余り意味が通じないなと思いました。多分、理解してもらえるように協力を求めるという意味なのかなと思うんですが、そうすると、読み手に負担を掛けてはいけない、読み手に理解してもらおうように努力してもらってはいけないという意味なのかなと思うんですが、この辺りの意図はどういったことだ

ったんでしょか。

○沖森主査

ありがとうございました。何かございますか。ではお願いいたします。

○武田国語調査官

こちらのところは、元々原稿を頂いたときには例などがあったので、それを落としているので分かりにくくなっているんですが、例えば、税金の支払いを求めるとか、国民の方、市民の方に何かしら犠牲を払ってもらうような場合がある、そういったことを言っているところになるかと思います。そういった負担であるとか、あるいは協力を求めるような内容、そういうものはストレートになかなか言えないので、遠回しになって分かりにくいことが多いということを取り上げているところかと思います。

○福田委員

分かりました。そうしましたら、その負担と協力というのは同じであるならば、どちらか一つにすればいいし、それから、「理解」と「や」で結ばれていると…。負担とか協力の方は行動を求めている、理解の方は認知的な理解ということで別のレベルなので、ちょっと修正なさったらどうかなと思います。

○善本委員

私がお尋ねしたいというか、ちょっと申し上げたいのは、9ページの「(3) 気持ちに配慮して書く」というところです。そこの見出しについて2点です。一つは、上から2番目の「読み手が不快感や疑問を抱かないように書く」というところで、ちょっと「不快感」と「疑問」というのが離れているかなと。「疑問」となると、その前に、先ほど統合するかと言っていた分かりやすさの部分まで含むような、かなり範囲が広い言葉なのに対して、「不快感」という表現は、例から言うと若干強過ぎるかなという感じもするんです。ここに出されている例示などを読めば、どちらかという和不快というよりは、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の内容に近いようなものだと思うので、書いている側には全く悪意もないし、「不快感」というところまでの表現じゃなくてもいいかなということと、例えば「帰国子女」という言葉の問題なども、我々学校でも非常に敏感になっているような表現ですけれど、要するに、ダイバーシティ（多様性）に配慮したような表現をしたらというレベルのことかなと思うので、「疑問」という言葉はちょっと切り離していただいた上で、「不快感」まで行かなくてもいいのかなと。元々不快を思わせようと思って書くということはないと思うので、そういう表現でもいいのかなと思います。

それから、四つ目の「読み手に親しさを伝えるように書く」という言葉が、これより前の方にも、「親しみやすさ」とか、あるいはこの文章の中でも「親しみ」というふうなことはたくさん出てくるんですが、「親しみやすさ」と「親しさ」という言葉に若干のニュアンスの違いがあるような気がします。内容の例示を読んでみると、要するに、ここで言うと、災害に遭われた方々へのシンパシー（共感）を表現できるようなニュアンスで書きましようという、堅苦しい言葉よりも共感していますよということが分かるように書きましようという表現だと思うので、それが「親しさ」という言葉でいいのかなというところが、これに替えたほうがいいということは今ぱつと言えなくて申し訳ないんですけども、御検討いただけたらなと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○田中（ゆ）委員

ちょっと全体の本質的なところとは関わらないかもしれないんですが、8ページの「(2) 分かりやすく書く」の下から二つ目の塊の「視覚的な効果を利用する」というところが、ちょっと何か引っ掛かっています。これは、ビジュアルイメージを使って分かりやすさを増しましょうということだけではなくて、後半では「ユニバーサルデザインフォントなど」といった配慮ということが入っているんです。だとしたら、そのデザインフォントはデザインに入ると思うんですけども、文字の大きさとか色といったようなことも入っているのかなと思います。例えばウェブサイトなどでは文字の大きさが変えられるようになっていところがあるので、そうすると、タイトルも「視覚的な効果を利用する」とはちょっとずれてくるのかなと。違うことが二つ入っていて、「視覚的な効果を利用する」というふうにパッケージされていて、かつ、ユニバーサルデザインとかと言うんだったら、ほかのこととかも一緒に入っていた方がいいのになと。4行だからというようなどころがあるかもしれないけれども、何となく見出しと、書いてあることと、書かれている内容の中が、全体的なバランスが取れているというわけではないような気がするなと感じました。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。取りあえず9ページまでということで御意見いただいたわけですが、特になければ次に進みたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

( → 挙手なし。 )

それでは続きまして、10ページからの「I 表記の原則」について、主な変更点などについて説明をお願いいたします。ではよろしくお願ひします。

○武田国語調査官

それでは、10ページから「I 表記の原則」のところの変更点を申し上げます。全体としてはそれほど多くないんですが、まず10ページの最初の見出しです。前回まで「常用漢字表にある漢字や音訓を用いる」と、「漢字」と書いてあったところに、専門用語ではありますが「字種」という、常用漢字表の言葉をあえて持ってまいりました。ほかのところでも「字種」という言葉を使っています。もう少し説明が必要かもしれないというお話もありましたが、それがまず1点です。

それから、15ページを御覧ください。「送り仮名の付け方」のところ、ここは書きぶりが大きく変わっています。前回の国語課題小委員会までのものは、ここを読んだときに、送り仮名の付け方を考えるには、内閣告示の「送り仮名の付け方」を改めて参照しなくてはいけないというような内容でした。実際に書くときに何に気を付けるべきかということがすぐに分かるように、少し細かい書き方に直しております。簡単に言うと、送り仮名の付け方は、義務教育で習う送り仮名の付け方と原則は同じであるけれども、公用文ではそれを使わない部分がある。それが2番目の項目、「読み間違えるおそれのない複合の語の名詞は、送り仮名を省く場合がある」です。公用文においては、ここに挙げている186の名詞が範囲として示されていて、この186に関しては送り仮名を省くというルールになっています。そのことがはっきり分かるように書いた方がいいだろうということで、直しています。その際、「送り仮名の付け方」で用いられる「本則」「例外」「許容」といった言葉も、これまでかなり散りばめられていましたが、「公用文の原則と特例」といった表現にして、分かりやすく書き直しております。

16 ページは、是非御検討いただきたいと思うところです。一番下のところを御覧ください。外来語の表記に関して、一番下の項目、「長音は、原則として長音符号を使って書く」、これは今までどおりですが、最後のなお書きです。「なお、外来語の長音に平仮名で振り仮名を付ける必要がある場合、長音符号を用いない「現代仮名遣い」によるのは困難である。便宜的に長音符号をそのまま用いてもよい」。そして、例として「デンマーク」、「ケーキ」、「プール」などを挙げております。これはどういうことかと言いますと、学校教育とも関連するところなので注意が必要なんです。例えば小学校1年生の国語の教科書を見ると、「ページ」というのを、まだ片仮名を教える前の段階では、「ペえじ」と平仮名で書いています。あるいは「ボール」というのをどのように平仮名で書くかという、「ぼうる」と書いたりするというようなことを学校で教えることがあります。こうした書き方の根拠が国語施策の中に見付からないという面がございます。それで今回、「振り仮名を付ける場合」ということに限っておりますけれども、平仮名を使う場合にも長音符号を使ってもいいのではないかということをごここにに入れていただきました。ちょっと新しい考え方になるかもしれません。ここは是非、学校教育の方面などとの関係も含めて、御意見を頂ければと思っております。

17 ページ、算用数字の全角・半角の使い分けのところについての項目が四つ目でございます。ここに今まで、欧文やローマ字についても同様だということが書かれていました。内容としては一緒ですが、21 ページ「その他の原則」の方に移しました。

18 ページを御覧ください。ここも是非話題にしていきたいところになります。「ひとつ、ふたつ、みっつ」というのは漢数字の「一、二、三」を使って書くことになっておりますし、常用漢字表の考え方もそのとおりです。ただ、現実としては、算用数字を使う書き方が社会で広がっていて、官公庁によるSNSなどにもこういった表記がよく見られます。それで、ここでは、学校教育などの原則を踏まえた上で、「広報等で数を分かりやすく示す必要がある場合など、算用数字を用いて表記することもできる」というふうに書いております。これは主査打合せ会でずっと話題になっており、少し踏み込んでみてはどうかということで、こういった案になっております。この辺りも御意見を頂きたいと思っております。

もう一つ、19 ページの上から四つ目の項目で、「括弧の中で文が終わる場合は、句点（。）を打つ」というルールが公用文にはあります。これも社会生活でよく見掛けるものと異なる面があって、主査打合せの中で話題になっています。今は、二つ例があるんですが、「文の終わりに括弧があるときには、次のように処理することが多い。」として、「当委員会は設置から15年を経ている。（これまでの経緯については後に詳しく述べる。）」のように、括弧の中が文である場合には、最後にやはり句点を打って括弧を閉じる。括弧の中が文でない場合は、その後のように、「このことは既に説明した（第6章1節参照）。」というようなやり方をする。ただ、これ以外にも幾つかのやり方がある。例えば、上の「当委員会は」の例で言うと、「経ている」の後に句点は付けないで、括弧が入って、括弧の中に句点を打って、その括弧を閉じ、その外にも句点を付ける、「当委員会は設置から15年を経ている（これまでの経緯については後に詳しく述べる。）。」というような書き方を見ることもあります。このルールは公用文の中でもなかなか明確にできないところがあります。それで、ここでは「処理することが多い」という言い方で、ここに挙げるような整理にしてはどうかということをやんわりと提案しているというところになるかと思っております。

それから22 ページ、ここも細かい話になりますが、「ユニコード」という言葉が出てきます。これまで特に説明を付けていなかったんですが、こういった専門用語には何かしらの説明が必要であろうということがありましたので、「ユニコード（世界中の全ての文字を共通して利用できることを目指して作成された文字コード）」というような説明を付けております。

全体的に細かい話になるんですが、是非議論いただきたいところもありますので、よろしく願いいたします。

○沖森主査

ただ今の説明について、直接関係する質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

( → 挙手なし。 )

それでは、10 ページから 22 ページまでの「I 表記の原則」という部分について御意見を頂きたいと思います。どこからでもかまいませんので、御発言をお願いいたします。いろいろと意見を頂きたいという項目があったかと思いますが、よろしく願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○中江委員

外国語の表記、16 ページのところ、これはとても微妙なところだと思うんですけども…。外来語を日本語に置き換えるというか、片仮名で表すときに、「原則として長音符号を使って書く」というところで、細かいですけど、例として挙げられている「コンピューター」とか「プリンター」、「エレベーター」までは分かるんですけど、「プロパティ」というのは、これは長音符号を付けるのかなとちょっと疑問に思いました。これは個人の感覚もあるかもしれませんが、英語の表記の中で「t y」とか「r y」とかで書かれているものについて、あえてこのように書かれているのかもしれないですけども、これを全てそのまま使っちゃっていいのかなということをちょっと疑問に思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○川瀬委員

今の中江委員の御意見は私も思っていました。ここに挙がっている例文だと「エレベーター」だけで、ほとんど今コンピューター関連の言葉は後ろの音引きがなくなっているような気がするんですよね。「プロパティ」、「メモリ」。「メモリー」と発音としてはもちろん言いますが、字で見るときは「メモリ」で終わっていきそうな気がします。「プリンター」も割と「プリンタ」が増えていると思いますので、だから、例語を替えていけばいいのかなと思いました。

それと、先ほど御説明のありました「デンマーク」、「ケーキ」、振り仮名を平仮名で振る場合ですけども、これは「長音符号を用いない「現代仮名遣い」によるのは困難である。」、ここをそっくり抜いちゃってよろしいんじゃないでしょうか。「平仮名で送り仮名を付ける必要がある場合、便宜的に長音符号をそのまま用いてもよい。」で、大人の方を対象にしている公用文の書き方ですので、これは外しちゃってもいいんじゃないのかなという気がいたしました。ちょっと乱暴かもしれませんが。

それから、「ひとつ、ふたつ、みっつ」の算用数字、18 ページの先ほど御説明があった部分ですが、これはもう圧倒的に今の時代、横書きが増えてきているので、やはり算用数字が一般的になってきているのかもしれないなと思っております。ですから、このまま「算用数字を用いて表記することもできる。」で、私はよいと思いました。

それと、細かい部分で大変恐縮なんですが、22 ページの二つ目の略語のところに出てくる例語、「外国語に基づく場合」以下のところですが、この「ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）」というのは、これは割と一般的にぴんとくる例で

しょうか。私自身は大学教育とか高校の教育に直接関わる立場ではないので、「ティーチング・アシスタントって何だっけ」からスタートしちゃったんですけども、もうちょっと何か別の単語はないかなと思いました。単純に個人的な感覚だとは思いますが、一応御検討ください。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんか。

○福田委員

公用文を書く人たちを対象にしているということで、多分そのような人たちが一番気にするところは、全角か半角かというところなんじゃないかと思うんですね。そうすると、今ちょうど 22 ページのところの「T A」というのは、これは全角で書きましようとか、明示してあげた方がいいのかなと思うんです。そうじゃなくて、やはり半角だと言うのであれば一半角の方が私の感覚としては合っているんですけども一やはりそこら辺をはっきり書くのがよいと思います。

それと同じなんですけど、18 ページの「ひとつ、ふたつ、みっつ」のときに、「1」とか「2」とか「3」は全角なのか半角なのか。そして、例として「12月2日」というのが挙がっていますが、「12」の場合には半額になっていて「2」は全角だというのが既にここに交じっている。そうすると、やはり一桁の数字は全角で、そうでない場合には半角でということなのかと。そこら辺が一番悩むところかなと感じました。

それからもう 1 点、19 ページのところです。「括弧の中で文が終わる場合は、句点（。）を打つ」というところなんですけど、先ほどの御説明だと、明確にルール化はされていないというような御説明だったような気がするんですけど、それでよろしいでしょうか。もしそれでいいのであれば、一般的な書きの方が、この際すんなりいくのではないかと思うんです。つまり、括弧内に句点というのは余り見掛けない書き方なので、ここで一掃してしまっって、外側に付けましようの方が何かすっきりするような気がするんですけど、御検討いただければと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。では、事務局の方から今の点について少し。

○武田国語調査官

まず、全角・半角については、こちらについても、確かに明確なルールがありませんので、この報告書の中では、全角・半角の使い分けを適切に一貫する形でやってくださいと言っています。それで、この報告書の中では、数字は一桁のときには全角、二桁以上のときには半角で書いています。アルファベットに関しても、普通に欧文として出てきたり単語として出てきたりするときには半角、略語のときには全角でやっているということをうたって使い分けています。それを例えば、決め打ちでこうしてくださいと出すのか、それとも、うちはこのようにやっていますよという例にとどめるのかといった辺りは、御検討いただければと思います。

それから、先ほどの私の説明がよくなかったんですけど、括弧と句点の関係で、文を括弧の中に書くときには句点を打つというのは、これはルールとしてはっきり決まっています。

○沖森主査

では、引き続き福田委員お願いいたします。



○福田委員

括弧の中の句点の点は分かりました。ありがとうございます。

決め打ちで書く必然性はないのかもしれないんですが、この報告書ではこういうルールでやっていますというのはやはり書いた方がいいのかなと思いました。

それから、その括弧内の句点を打つということがルール化されているということは分かったんですが、やはり一般の人にも読めるようにしましょうよという報告書なわけですので、なるべくこの報告書内には括弧で句点が付くような書き方をしない方がいいんじゃないかなと思うんですね。そうすると、先ほど来問題になっている18ページの「ひとつ、ふたつ、みつつ」なんていうところも、括弧を付けなくても、なお書きとかただし書で書けるような非常に長い括弧書きになっているので、例えばそんな工夫もこの報告書ではすると、みんなに分かってもらいたいという感じが出るかなと思いました。

○沖森主査

ありがとうございました。では、ほかに。

○関根委員

先ほどの外来語の長音のところですけども、ちょっと私の記憶が曖昧なところがあるんですが、従来、長音を付けるかどうかについてかなり混在していたものを、マイクロソフトが基本的に長音を付けようとして、それから技術マニュアルなんかを検討している、確かテクニカルコミュニケーター協会だと思ったんですが、そこでも原則長音を付けようとしたと思います。つまり、国語施策に合わせる形で変更するというのを、確かもう何年か前に発表していて、今そちらの方に多分マニュアルなんかもそろえるようになっているのではないかなと思うんです。ですからここは、むしろせっかくそちらの技術系の方が、元々混在していたものを国語施策の方を尊重する形になってきているので、ちょっとその辺り確認していただいて、そうであれば、ここはそれを書いてもよろしいのではないかなと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○滝浦委員

先ほどの数を数えるものの関係ですが、一つは、算用数字の「1, 2, 3」に「つ」を付けるというのに関して、私は是非入れていただきたいということを、かねて思っております。常用漢字表との関係では合わないといえれば合わないんですけども、現実横書きではそう書かれているのが日常的に多いという中で、ここだけ常用漢字表に従って算用数字を認めないというふうにすると、この報告全体の、今行われている慣用と言いますか、多数のしている習慣を広く認めていくという趣旨に、ここだけそぐわないようなことにもなってしまわないかということが気になっておりましたので、ここは是非このように明言していただけたらなと思います。

それと違う件ですが、そのすぐ下の、算用数字で「○か所」とか「○か月」というときに、平仮名の「か」を書くところと書かれているところですが、これは、いろいろ調べてみると、と言うか皆さん御存じなんだろうと思いますけど、片仮名の「ケ」の小さいもの「ヶ」とか、片仮名の「カ」及び片仮名の「カ」を小さく書いた「カ」というのがあって一漢字の「箇」のたけかんむりの「ヶ」みたいなものがこれになったという、で、その「ヶ」に合わせて片仮名の「カ」が表音的な形で用いられて、その小さいものが現れてという、どうもそんな経緯のようですけど一私は、例えば教科書会社の解説みた

いなものを見たりしても、どれも誤りとは言えないという言い方がされているんです。ある意味、先ほどの「算用数字+つ」というのは、漢数字の「一、二、三」じゃないから、「ひと」とか「ふた」とかと読めないから誤りだと言える例なわけですが、今度の方ではどれも誤りとは言えないという言い方が成り立つのだとすると、それを廃するというところがどうなんだろうと思うんです。公用文では使わないというのは知っていますが、その辺り、いかがなものかなと。何かお考えがあったら教えていただきたいと思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。よろしいですか。

○武田国語調査官

この点についても、決して一般で使われることを誤りとするという趣旨ではありませんので、それが分かるようにしたいと思います。

○沖森主査

では、ほかに質問ございませんでしょうか。

○石黒委員

幾つかあるんですけども、一つ目は17ページでしょうか、「縦書きでは漢数字を使う」なんです。もしかして見落としがあったら申し訳ないんですけども、こういう例えば「令和二年十一月二十六日」というのがあって、こちらは「十」が入るんですね。一方、電話番号は「〇三-五二五三」だから入らないということなんですけど、こういう縦書きの場合は「十」を入れるというルールは書く必要がないのかなとちょっと思いました。それが一つ目です。

同じ17ページから18ページ目に掛けて、私もいつも迷うのは、「ひとつ、ふたつ」は九つまではあるのでまだいいんですけども、「ひとり、ふたり」は3人ですぐ変わってしまうので、いつもこれは悩むところです。特に、18ページの上から5行目「2～5人」なんですけども、これは「ふたりからごにん」とは読まないような気がするんですね。それは「人」という漢字が書いてあればそうかもしれないんですけども、「にからごにん」と読むこともあり得るような気がして、この辺りはちょっと悩ましいなと思いました。

それから三つ目なんですけども、中点のところなんです。19ページになると思うんですけども、「ケース・バイ・ケース」とか「マルコ・ポーロ」というのが挙がっているんですけども、確かどこかで「ユニバーサルデザインフォント」というのが出てきて、中点が入っていなかったんですね。私は、あれは入れてほしいなと思うんです。この文書の中ですけども、それは入れても入れなくてもいいというものなのかどうかということが、ちょっと気になったということがあります。

それから、19ページの下括弧です。「用法を統一し使用できる」と言うんですけど、「むやみに用いない」と書いてはあるんです。私は余りまだ使わない方がいいんじゃないか、もし使うのであれば、例えば角括弧「>」がコンピューターのファイルのフォルダーとかの所在とかに使われたりする、あるいは発音記号に使われやすいものがあるとか、そういうものも例示できればいいと思うんです。すなわち、20ページのコロンの「:」とかダッシュ「—」とかハイフン「-」のように、「慣用に倣い、文書内での用法を統一する」と言いつつも、どういうときに使うかということが、こちらは明確に書かれているんですけども。パーレンとかかぎ括弧とかは別として、それ以外の山括弧とか亀甲括弧とか、この辺りはそんなにまだ明確な基準がないような気がし

て、そういうものを「統一し使用できる。」と言うことについては、私はちょっと疑問を感じます。

○沖森主査

ありがとうございました。では、ほかに。

○村上委員

まず、18 ページの「ひとつ、ふたつ、みっつ」の表記で、算用数字を使った「1つ、2つ、3つ」が広く使われているので、これを認めてもいいということですが、ちょっと違和感があって、「ひとつ、ふたつ、みっつ」というのは和語なわけですから、これは横書きにする場合でも、漢数字を使って、「一つ、二つ、三つ」と書いた方がいいのかなと感じます。

それともう一つ、19 ページの、括弧の中で文が終わる場合は句点を打つというルールがあるという話をなさいました。それはよく分かります。これまでの公用文にそういうルールがあったと。今やっているのは、新しい公用文の作成に向けてという作業なので、そういう前例があったとしても、新しい公用文の在り方を考えた方がいいと思います。で、その観点から言うと、文章が終わる場合、かぎ括弧の前には句点を打たないというのが、最近は一般的です。いわゆる近代文学の大正、昭和なんかの文章を読むと、かぎ括弧の中で文が終わる場合は句点を打っているんですけども、いわゆる現代文学になってくると、かぎ括弧の終わりのところでは句点が省略されているというのが一般的になってきているので、そここのところも、新しい公用文を考えるということであれば、今までのやり方を踏襲するという事は考えなくてもいいんじゃないかなと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかに。

○森山副主査

括弧の中の句点の問題なんですけれども、学校教育では、やはり括弧の中でも文が終われば句点を打つとなっております。例えば、「「帰る」という言葉は」みたいなときに、語として取り上げる場合と、「帰る。」という文だとして取り上げる場合との区別ということもありますので。最近の文学作品で句点を書かないということは、私もおっしゃるとおりだと思うんですけども、だから、それはそれでももちろん禁止するものではなく、ただ、公用文としては、やはり私は括弧の中の句点というのがあった方がいいのではないかと思います。丸括弧の中の句点も、その文が言わば独立したもので、でも、かつ注釈的位置付けであるみたいなときには、前の文とは少し離れて位置付けられますので、丸括弧の中の句点というのも非常に機能的に大切なことかなと思いますので、あっていいのではないかと思います。

それから、先ほどの縦書きの例なんですけれども、石黒委員がおっしゃったところに関連するところで、17 ページの縦書きで漢数字を使う場合ですが、例えば「令和二年十一月二十六日」で、この「十」を書く場合というのが一般的だと思うんですが、例えば「にせんじゅうななねん」みたいなときに「二〇一七年」ということもあるのかと思ひまして、そういったことについても少し注釈があるといいのかなと思った次第です。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

## ○岩田委員

15 ページについてですが、この 15 ページの構成が、最初の方で送り仮名の基本的な原則があって、次のところに行くと、186 のいわゆる例外的な送り仮名の使い方が来て、そして最後の「新」というマークが付いたところで、さらに例外の適用外という構成になっていて、この流れが少し分かりにくくなっているのかなと感じました。提案としては、そもそも自治体の方は、もうこの 186 の名詞は、許容とかいう問題ではなくルールだという理解をされていると思うんですけど、だからこそ、この「新」の、この 186 が適用されない例というのが必ず必要になってくるのは大変よく分かります。で、この「新」マークの付いた「送り仮名を省かずに書くこともある」を、この 186 の名詞リストの近くにもうちょっと寄せると、文章によってはこういうことを守らなくていいですよというような分かりやすい流れになるのかなと思いました。

## ○沖森主査

ありがとうございます。では、残されている時間もありまして、一旦ここで次に進ませていただきます。御意見がありましたら、また後で時間がありましたらお願いしたいということと、事務局の方に御意見を寄せていただければと思います。

それでは続きまして、23 ページからの「Ⅱ 用語の使い方」、「Ⅲ 伝わる公用文のために」について、主な変更点などの御説明をお願いいたします。

## ○武田国語調査官

それでは、できるだけ短く説明したいと思います。

まず、24 ページを御覧ください。24 ページから 26 ページに掛けまして、これまで専門用語の扱いと外来語への対応という 2 ページだったところに「専門用語や外来語の説明の仕方」というものを加えて、全体的に詳しくなっています。そして、これまでなかった具体例をかなり加えていただきました。例えば、今まで使っていなかった「埋蔵文化財包蔵地」とか、「罹（り）災」とか、「線状降水帯」とか、そういった言葉を使って、もう少し話を分かりやすく示していただいております。

次に 27 ページ、「紛らわしい言葉の扱い」、ここは下位分類をして層化しています。今まで、「紛らわしい言葉の扱い」ということで項目がずらっと並んでいたところに、更に層を作って、「誤解や混同を避ける」、「曖昧さを避ける」、「冗長さを避ける」という三つに分けて項目を立てております。

それから、前後して申し訳ないんですが、25 ページの「外来語への対応」のところは、これまで、「外国語・外来語など片仮名語への対応」という言い方をしていました。この報告案全部を通して、これまでは、国語施策のこれまでの伝統に沿って「外国語・外来語など片仮名語への対応」と、「片仮名語」という言い方を使っていたんですが、今回、「外来語」と言い切ってしまった方がより分かりやすいのではないかという御指摘があり、今回、全部「外来語」に直しています。こちらについても御意見を頂ければと思っております。

それから、29 ページから 30 ページです。先ほどこの「不快感」に関して御意見を頂きました。これまで「違和感や不快感を与えない言葉の使い方」ということで一つになっていたものを、6 と 7 に分けています。片方は、文章の目的や媒体に応じているかどうか、もう一つ、7 の方は、相手への配慮という観点ということで分けたということです。

以上が用語のところでの大きな変更点です。

そして、32 ページから、これまでの「付」ではなく、「Ⅲ」として、「伝わる公用文のために」というタイトルになっています。そして、前回は文体の話は「Ⅱ」の方に

あったんですけれども、御指摘があったとおり、「Ⅲ」の方に戻しております。

新しい項目としては、33 ページに「中見出し・小見出しを活用する」ということが入っております。

その他、細かいところでも、これまで頂いた御指摘を反映して直しております。  
以上です。

○沖森主査

では、ただ今の説明について、直接関係する質問があればお願いいたします。

( → 挙手なし。 )

では、23 ページから終わりまでについて御意見を頂きたいと思います。どこからでもかまいませんので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○入部委員

見出しについてなんですけど、26 ページなんですけれども、非常にトーンがそろってきて、ぱっと見出しを見ただけで内容が推測できるようになって、見やすくなったなと思うんですけれども、最初の「段階を踏む」だけ、ちょっと小説のタイトルみたいになっているので、もう少し丁寧に前へ付けて差し上げた方が分かりやすいかなと思いました。この1件だけです。

○沖森主査

ありがとうございます。では、ほかに御意見ありますでしょうか。「Ⅱ」と「Ⅲ」の部分でありますけれども、よろしいでしょうか。いろいろと変更点があったところなんですけれども、御意見、御感想でも結構ですので、お願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

( → 挙手なし。 )

では、残された時間で、全体通して何か言い足りなかったということがあれば、御発言いただければと思います。

○善本委員

今日皆様のお話を伺って、ルールはこうだけれども、だんだんこのように実際使われるようになってきているというお話は、いちいち何うと本当にもっともで、うなずけることばかりだったんです。例えば、算用数字で「1つ、2つ、3つ」を使うようになっているなんていうことは、もう感覚的にはぴたっと分かるんですが、その他の事例も含めて、ビックデータのAI分析みたいなものを根拠資料として持っていらっしゃるというふうなことはおありでしょうか。いろいろなところで、実はこういう言葉が多くなってきているみたいなことが感覚的にはすごく分かるんですけれども、その辺りが、これを作っていくときの…。もちろん数が多ければいいというものではないし、当然、ここの場所というのは正しい在り方というのを審議する場所だろうと思うので、その辺りのところがもし何かあるのかなというところだけ教えていただければと思います。

○沖森主査

では、お願いいたします。

○武田国語調査官

今ちょっと手元にないんですが、この審議に入ったときに、役所の作っている、特に議事録とか、白書とか、そういったものの分析はしております。それも範囲は限られているんですけども、そちらの方で御説明ができるのであれば、是非最後のところに付けるとか、そういったことは考えたいと思います。

○善本委員

どこかに書くということは必要ないと思うんですけども、私たちが何か安心材料の補強的なものとしてしっかり持っていられたらいいかなと思って…。今日皆さんがおっしゃってくださったことは、私はいちいち全部なるほどそのとおりでなと思ったことばかりでしたので、その意味では、伺って安心いたしました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○関根委員

配布資料3に関わることでいいですか。

○沖森主査

はい、お願いいたします。

○関根委員

最初の1の分類と文書の平易化のところなんですが、最初に「公用文(法令を除く。)」とあって、それはもちろん、この本体の方を見れば十分別枠としているというのはよく分かるんですけども、ここだけ見ると、右の表の方に法令が分類してあるんですよ。何かいきなり、表にそうあって、最初に「(法令を除く。)」というのが、ちょっとこれだけ読むと違和感があるかなと思って…。例えば何か注釈の形で、「これは別とした」とか、もし入れるなら入れておいてもいいだろうし、この段階ではあえてここに「(法令を除く。)」としなくてもいいかなとも感じました。

○沖森主査

ありがとうございました。では、ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( → 挙手なし。 )

それでは、ありがとうございました。ここから更に細かい作業に入っていくかと思えます。全体を通して何か気になることなどがあれば、事務局の方に御連絡いただきたいと思えます。

それでは、本日頂いた御意見につきましては、主査打合せ会で整理した上で、中間報告の案に反映させていきたいと思えます。来週、主査打合せ会が予定されておりますので、そこで、本日の検討内容をどのように生かすか考えていただくことにいたします。つきましては、来る11月20日に予定されております国語分科会での中間報告(案)について、主査である私に一任いただいでよろしいでしょうか。

( → 了承。 )

主査打合せ会を通して、中間報告というものに整理していきたいと思えます。先ほど申し上げましたけれども、何かお気付きの点がありましたら、いつでも結構ですので、事務局にまで御連絡いただきたいと思えます。

では、残された時間で、「(2) その他」に当たる事項として、国語・国語施策に関する今後の課題の話に移りたいと思います。配布資料5として、「今後検討すべき課題に関する意見(案)」というのでまとめたものをお示ししてあります。前回の国語課題小委員会でも、最後の30分ほどで御意見を頂戴したものでありますけれども、本日の会議もあと10分余りということになりまして、この件につきましては十分御発言いただけないかと思っておりますけれども、今、思い当たる節があるということであれば、是非とも、今後検討すべき課題として御発言いただきたいと思っております。また、この意見案をお読みいただいて御感想などがありましたら、それもよろしくお願いたします。何かございますでしょうか。何かちょっと付け加えたような、十分な時間が取れないということで、御発言いただくのは心苦しいんですが、よろしいでしょうか。

( → 挙手なし。 )

これも、もちろん来期の課題ではあります。また今後、国語課題小委員会で御議論いただければと思います。

では、振り返りまして、議事(1)でありました公用文の作成に関して、何か最後に付け加えるべき点がありましたら、御意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。言い足りなかった点というのがありましたらお願いしたいと思っております。

○田中(牧)委員

意見というよりも質問のような形ですけども、もしかして聞き逃したかもしれないんですが、今回、「中間報告(案)」という、中間報告という形で出ていくわけですけども。これは、国民に出すわけですけど、中間報告として出して、どこかから意見をもらって更に検討していくという、そして更に何か最終報告というようなことが予定されているかどうか。初めに御説明があったのかもしれませんが、今回の中間報告がどれぐらいの完成度というか、固める度合いというのはいくらぐらいのものかと想定していらっしゃるのかを確認したいと思うんです。

○沖森主査

ではお願いたします。

○武田国語調査官

前回まで、「審議経過」ということでこの案をお示ししてきました。これまで、中間的なまとめとして、国語分科会でお認めいただいたということが一度もなかったもので、初めてこういったまとまった形で、今度の国語分科会で御覧いただいて了承いただくということになるかと思っています。これは、中間まとめと言いましても、まだ3月まで時間がありますので、これを基に更に詰めていって、最終的な報告にさせていただくもので、それまでの間、主査打合せ会、国語課題小委員会の中で、例えばこういったところに意見をもらってはどうかというようなことがあれば、それはまた検討していただきたいと思っております。

きちんとした返事になっていないかもしれませんが、まずは、これを現段階のものとして国語分科会の方できちんと見ていただく、さらに最後の3月のまとめに向けて進んでいく、そういった位置付けになっております。

○田中(牧)委員

どうもありがとうございました。分かりました。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( → 挙手なし。 )

それでは、一応用意した議事につきましては、これで終わりたいと思いますけれども、念のためもう一度、時間がありますので、何か言い残したことがあればお願いしたいと思います。ございませんでしょうか。

○入部委員

すみません、最後の最後で。「新しい」というタイトルにふさわしいかどうかというところを、国語分科会ではよく御覧になると思うんですが、今回で言うと、20 ページのところの(2)のところは丸々「新」が入っているわけなので、もちろん体裁もあるんですけども、こういうものは、もう大きく(2)の横に「新」と入れたりすることはできないのかなと思いました。新しさを前面にもうちょっと押し出せるといいなという気持ちがあるんですが、「新」という字が、各見出しの後ろに付いているということもあって、新しさを何か強調する工夫がもうちょっとできるといいなということで、こうすればいいということがあるわけではないんですが、もうちょっと時間があるようであれば、検討していただきたいなと思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。では、ほかに言い残したこと等ございませんでしょうか。

( → 挙手なし。 )

では、本日の協議はこれで終わることにしたいと思います。本日もオンラインでの開催でありましたけれども、無事に終えることができましたことを御礼申し上げたいと思います。今後ともいろいろなことで御協力をお願いするかと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。御参加どうもありがとうございました。